

「防犯責任者」 設置促進のために



青森県環境生活部 県民生活文化課
青森県警察本部 生活安全企画課

目 次

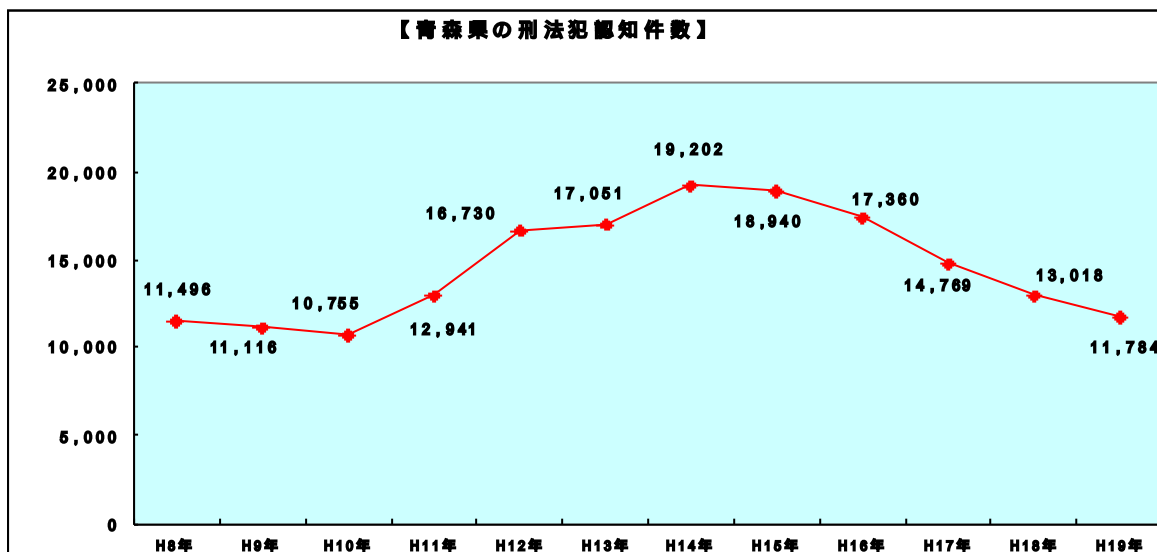
第1 青森県における犯罪の発生状況について	
1. 刑法犯認知件数の推移 1
2. 認知件数の場所別発生状況 1
3. 事業所における犯罪の業種別発生状況 2
4. 事業所における犯罪の手口別発生状況 2
第2 青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例の制定について 3
第3 「防犯責任者」の設置について	
1. 「防犯責任者」の選任 4
2. 「防犯責任者」の役割 4
3. 防犯責任者設置の届出 4
第4 「防犯責任者」の具体的役割について	
1. 防犯体制の組織的整備 5
2. 被害防止のための情報収集及び警察との連携 5
3. 防犯訓練、防犯教育等の年間計画の策定及び実施 6
4. 防犯設備・機器の整備、導入や日常の維持管理 7
5. チェックリストの作成 7
第5 犯罪に強い社会の実現に向けて 7
その他	
防犯責任者設置（変更）届出書	
職場における防犯対策チェック表	

第1 青森県における犯罪の発生状況について

1. 刑法犯認知件数の推移

本県における刑法犯認知件数は、平成14年をピークにわずかずつではありますが減少傾向にあるものの、依然として1万件を超えているほか、凶悪な事件に発展しかねない、子どもを狙った不審な声かけ事案や悪質な架空請求詐欺等が後を絶たず、犯罪に対する県民の不安感は払拭されていない状況にあります。

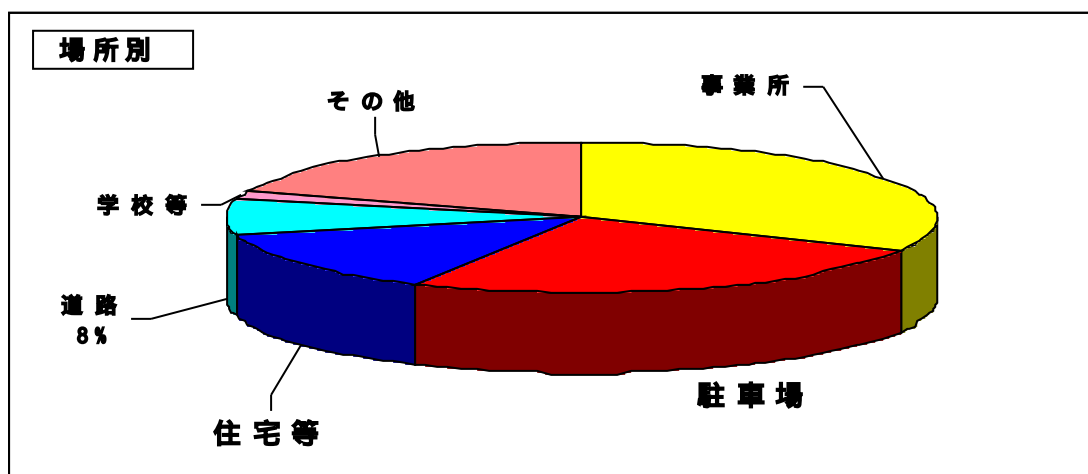
しかし、無施錠のままに盗難被害に遭う乗物盗（自動車、バイク、自転車の窃盗）や車上ねらい、住宅、事務所への侵入窃盗など、被害者が防犯に配慮することで発生を防ぐことができる犯罪も数多く見受けられるのも現状であります。



2. 認知件数の場所別発生状況

場所別では、刑法犯認知件数の3割が事業所で発生し、次いで、駐車場、住宅等、道路、学校等となっています。

「その他」は、公園、駅、神社等

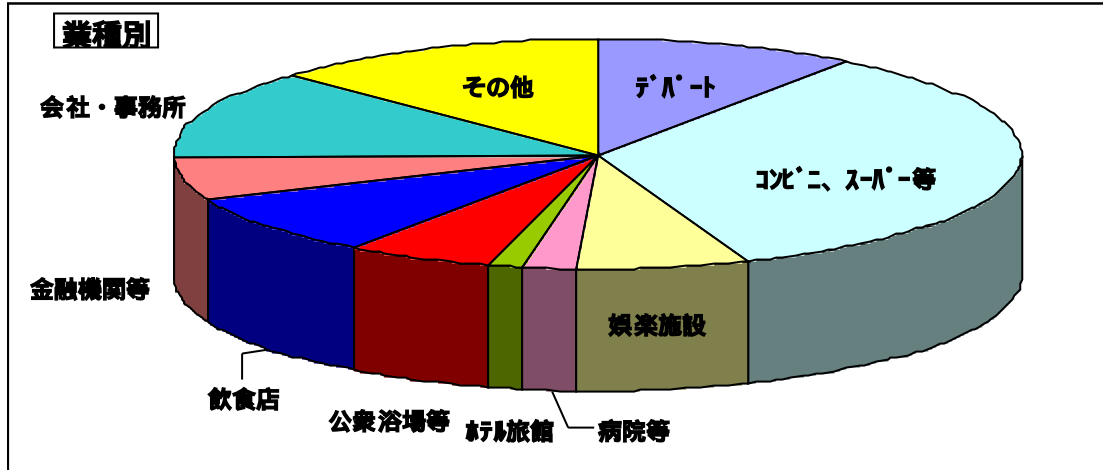


事業所で発生する犯罪は、全体の1/3

3. 事業所における犯罪の業種別発生状況

事業所で発生する犯罪を業種別で見ると、コンビニ・スーパーでの発生が多く、次いで、会社・事務所、デパートなどとなっています。

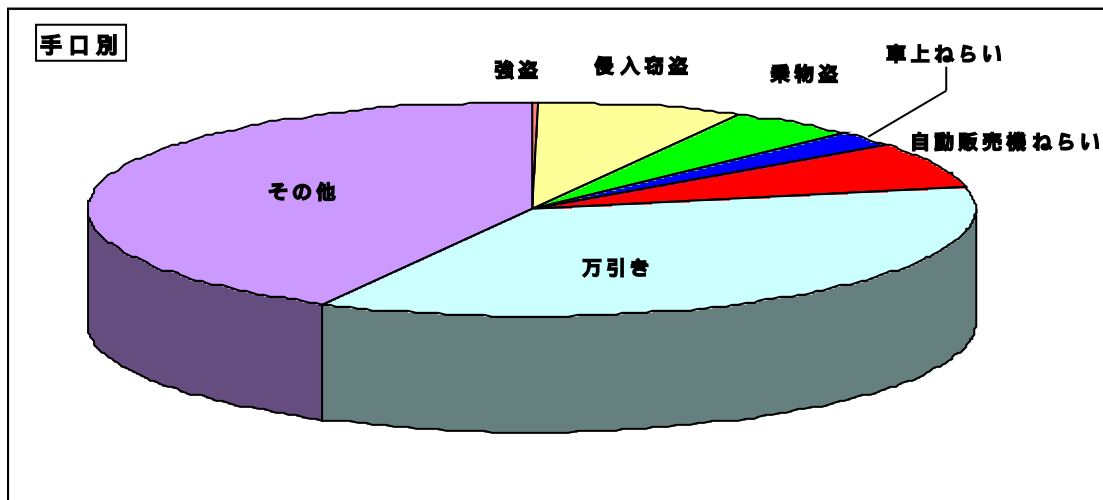
「その他」は、貴金属店、ガソリンスタンド、小売店等



4. 事業所における犯罪の手口別発生状況

事業所で発生する犯罪を手口別で見ると、万引きが最も多く、次いで、侵入窃盗、乗物盗、自動販売機ねらいなどとなっています。

「その他」は、暴行等の粗暴犯、詐欺等の知能犯等



第2 青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例の制定について

近年、児童が殺害されるなどという痛ましい事件が全国で発生しています。また、県内においては、店舗や住宅を狙った侵入窃盗などが多発しており、県民の生活に大きな不安を与えています。

このようなことから、青森県では、犯罪のない社会の実現を目指し、平成18年4月に「青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例」を施行し、“自らの安全は自らが守る”、“地域の安全は地域で守る”という意識のもと、行政、警察、県民、事業者等が連携・協力して、犯罪の防止のための活動に取り組んでおります

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動における安全の確保及び地域社会の一員としての安全・安心まちづくりの推進に努めるとともに、県が実施する安全・安心まちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

趣旨

安全・安心まちづくりは、各主体の連携のもと、地域ぐるみの取り組みとして実施することが重要であることを踏まえ、事業者も地域社会の構成員(企業市民)としてこのような取り組みへの参加が重要であります。

第四節 防犯責任者の設置

第二十条 事業者は、その実情に応じ、犯罪の防止に関する従業員への教育、犯罪の防止のための設備の維持管理等を行う責任者を置くよう努めなければならない。

(1)趣旨

事業者が自らの事業場において犯罪が発生したり、犯罪の被害に遭ったりすることを防止するため、事業所ごとの規模、形態等の実情に応じて、防犯に関する責任者を置き、防犯上の必要な措置に努めることを規定したものです。

(2)防犯責任者の設置促進の必要性

事業所における「防犯責任者」の役割は、以下に述べるとおり重要であります。事業所の規模、形態、周囲の環境等により、設置の必要性や役割に差が生じる場合も想定されます。例えば、規模の小さな個人事務所や住宅兼店舗など、一般的な犯罪の防止のための取組と何ら変わらない場合は、必ずしも防犯責任者を設置しなくても犯罪防止のための取組が行われるものと考えられます。逆に、従業員が多かったり、死角が多いなど大きな建物等を有する事業所は、防犯責任者を設置することにより、防犯上のきめ細かな措置が講じられると考えられます。

防犯責任者の設置は、努力義務であり、事業者の皆様には強制するものではありません。したがって、**この制度の普及については、事業者に対する広報及び啓発活動を県が積極的に実施し、事業者の自主防犯意識を高め、理解と協力を得ることが重要と考えています。**

第3 「防犯責任者」の設置について

1. 「防犯責任者」の選任（どのような人を選任したらよいか。）

防犯責任者は、事業所における防犯機器の導入や従業員に対する防犯教育などを行っていただくため、その事業所において

事業者（経営者）に防犯体制について意見具申できる者

事業所において部下の指導監督ができる者

を想定しています。

なお、防犯対策や犯罪の発生状況等について、積極的に情報提供するとともに、研修や学習機会の提供に努めていきます。

2. 「防犯責任者」の役割（役割としてどのようなものがあるのか。）

具体的には、

防犯体制の組織的整備

被害防止のための情報収集及び警察との連携

防犯訓練、防犯教育等の年間計画の策定・実施

防犯機器の整備、導入や維持管理

チェックリストの作成

等が考えられます。

3. 防犯責任者設置の届出

義務付けではありませんが、防犯責任者を設置（変更）した場合、別添の「防犯責任者設置（変更）届出書」の提出をお願いします。

（提出方法：持参、郵送、FAX、E-mail）

「事業者」の定義

・ 県内に事務所又は事業所を持ち、一定の目的と計画とに基づいて経済的活動を行うもの全般を指すものであり、業種を指定するものではありません。

第4 防犯責任者の具体的役割について



以下、防犯責任者の具体的役割について説明します。

1. 防犯体制の組織的整備

防犯責任者は、日常の業務活動を通じ、事業所における防犯体制を整備します。

また、場合によっては、防犯対策上手薄な部分が把握されれば、直接に、事業主に進言するなど、積極的かつ組織的に取り組むことが必要です。

【業務活動における防犯のチェックポイント】

事業所によっては、防犯対策を警備会社等に委託している場合があります、以下の記載は考えられる例です。

- ・店舗（事業所）内外の巡視を、毎日欠かさず行うよう努めます。
- ・売上金等の保管方法は適切かどうかをチェックします。
- ・また、現金を搬送する場合の体制は適切かどうかをチェックします。
- ・窃盗犯は、死角を好むことから、事業所内外の巡回を通じて死角をチェックします。
- ・商品の陳列方法は窃盗の被害に遭いやすいかどうかをチェックします。
- ・夜間など従業員が少なくなる時間帯が狙われやすいことから、防犯体制が強化されているかどうかをチェックします。



事業所における防犯設備の整備、導入等のハード面での防犯対策は非常に重要であります、このようなソフト面としての防犯対策が、事業所内で確立されていることも重要であり、ハード面とソフト面の対策の両輪が整備されて、犯罪の被害に遭いにくい事業所づくりができます。

2. 被害防止のための情報収集及び警察との連携

事業所の防犯対策を講じるため、警察からの犯罪の発生状況をもとに、情報収集に努める必要があります。（タイムリーな情報を得て自主防犯に活かす）

必要に応じ、警察の協力を得て、事業所における防犯講習を行うなど、従業員の防犯意識の高揚に努める。

防犯訓練を行う場合は、警察と事前に相談したり、また、訓練当日には立ち会ってもらうことも効果的です。

3 . 防犯訓練、防犯教育等の年間計画の策定及び実施

防犯責任者は、防犯訓練及び防犯教育の重要性を十分認識するとともに、従業員に対し、必要性や重要性を十分に理解させて、継続的かつ計画的な防犯訓練、防犯教育を実施する必要があります。

防犯責任者は、年間の計画を作成し、防犯訓練や防犯教育を、従業員へ徹底させることが役割となります。



防犯教育のポイント



防犯責任者は、警察からの犯罪発生の情報や指導のもと、地域で、最近どのような犯罪が多く発生しているのか、強盗等の犯罪被害に遭ったときにどのように対処したらいいのか、事業所において犯罪被害に遭わないためにはどうしたらいいのかなどについて理解を深め、従業員に対して指導します。

防犯訓練を計画するに当たっての留意事項

防犯責任者は、

事業所の規模等を考慮し、過度な訓練を計画せず、計画倒れとならないようなものを策定すること

事業主も含めて、関係する部門と緊密な連絡を行い、実効性のある計画を立てること

強盗事件等を想定して、実地の防犯訓練を実施するときは、事前に管轄する警察署等と十分な協議を行うこと（また、訓練当日は、警察署に立ち会ってもらうことも効果的です。）

従業員の防犯意識の向上が図れるような内容であること

いざというときを想定して従業員の役割分担を定めておくこと

防犯対策機器等の操作等について従業員に周知させること

などの点に留意して計画を策定する必要があります。

防犯訓練を実施する時期

事業所の実情等に合わせ、予め、年間の実施計画を立てることが効果的です。例えば、

- 新規従業員の採用時
- 年末年始、連休前などの犯罪が多発する時期
- 日常業務時

などが考えられます。

4 . 防犯設備・機器の整備、導入や日常の維持管理

事業主とよく相談の上、防犯カメラ等の防犯対策用の設備・機器を整備することが重要です。また、備え付けている防犯機器について、いざというとき使えないことがないように、点検を行っておく必要があります。

【防犯設備・機器の点検内容】

- ・ 設置している場所は適正か。
- ・ 設置個数は適正か。
- ・ 正しく作動するか。



(コンビニの例)



(防犯カメラが有効)



(大きな事業所の場合)

5 . チェックリストの作成

防犯責任者は、事業所の実情に応じた独自の防犯のチェックリストを作成しておきます。

このチェックリストは、日常の防犯活動や非常時における対処方法等について規定を整備するものです。

チェックリスト例を別に記載していますので、参考としてください。

第5 犯罪に強い社会の実現に向けて

自主防犯の取組みは、一事業者のみが行うのではなく、行政、警察、事業者、地域住民が一体となって実施することが重要であり、

情報の共有化

自主防犯意識の向上

防犯設備の充実

防犯教育の徹底

などを図ることによって、犯罪を未然に防止し、犯罪が入り込めない、犯罪に強い社会の実現が可能になります。